

# 大分県の制度資金

(平成22年4月現在)

保証の種類		概要	借入限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保					
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要なときに	2,500万円 (6,000万円)	運転	10年(6カ月)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15(表5)	○	○				
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要なときに	5,000万円 (1億円)	設備	10年(1年)								
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転	7年(6カ月)	1年以内1.8 5年以内2.1 7年以内2.3 10年以内2.5	0.5~1.05(表10)	○	○				
	無担保無保証人 貸 付	適当な担保・保証人のない小規模企業者の方が事業資金を必要とするときに(個人事業主)		設備	10年(1年)			0.7					
中小企業 活性化資金	活性化融資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3ヶ月以上の売上高が、前年又は前々年同期に比し3%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方 ・直近3ヶ月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比し3%以上減少している方 ・新型インフルエンザの影響で、最近1ヶ月の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつその後の2ヶ月間の売上高が前年同月比で3%以上減少すると見込まれる方。	6,000万円 (7,000万円)	運転 設備	10年(1年)	0.45~0.75 (表7)  緊急保証認定者は 0.55%	○	○					
	第二創業 支援融資	第二創業計画(不況業種に属する中小企業者が、不況業種以外の業種に新たに進出するための計画)について県が承認した方											
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、不況業種関連中小企業者、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円  再生・再建 5,000万円	運 転	7年(1年)  再生・再建 10年(2年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.45~0.75 (表7)  (特定中小企業者 0.35(表8))	○	○				
	特定取引中小 企業者向け	再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円										
創造的企業育成 支援資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	(ただし、活性化 融資の新型 インフルエンザ 要件を満たす 場合は7年以内 1.5% 10年以内 1.7%)	0.2	○	○				
	ものづくり産業特別融資	基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額 と別枠)	設 備	10年 (1年)								
ベンチャーサポート資金		・大分県ビジネスプラングランプリで一次審査を通過したプランに係る研究開発及び事業化を行う方 ・大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行う方 ・グッドデザイン商品創出支援事業で採択された開発テーマに係る研究開発および事業化を行う方 ・大分県循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発及び事業化を行う方	5,000万円	運 転 設 備	7年(2年) 10年(2年)		0.35(表8)	○	○				
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)		0.7	○					
	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方	1,000万円										
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業を行う方又は創業後5年未満の方											
地域産業振興資金		主な融資対象者 【進出企業取引促進融資】進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方 【人手不足対策融資】人手不足を解消するために省力化設備投資を行う方 【災害復旧融資】災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資 【特定施策推進融資】 省エネルギー等施設を設置しようとする方など	3,500万円 (7,000万円)	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	2.1	0.45~0.85 (表6)	○	○				
		【地域資源活用事業振興融資】 地域資源を活用して県外に事業展開を図ろうとする方	5,000万円 (7,000万円)							運 転 設 備	10年(1年)	災害復旧 特別融資 1.8	災害復旧特別融資 0.45~0.55 (表9)
		【事業承継融資】 会社の経営を承継するもので、事業承継計画について県の承認を受けた方	5,000万円										
環境保全対策資金		環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円)	設 備	12年(1年)			○	○				
県制度のうちセーフティネットに該当する者 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)							0.7 (0.3)	○					